

平城宮跡歴史公園 県営公園区域 基本計画（改定案）

（国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域基本計画における「奈良県を中心とした地元が整備する区域」の基本計画）

令和7年10月（予定）

奈良県 まちづくり推進局

— 目 次 —

はじめに.....	1
1. 平城宮跡の概況.....	2
(1) 平城宮跡の歴史的背景.....	2
(2) 平城宮跡の保存と活用.....	3
(3) 平城宮跡の立地.....	4
(4) 平城宮跡の自然的環境.....	5
(5) 平城宮跡の利用状況.....	5
2. 基本理念及び基本方針.....	6
(1) 基本理念.....	6
(2) 基本方針.....	7
3. 導入すべき機能.....	8
4. 公園区域.....	9
5. 空間配置計画.....	10
(1) ゾーニング.....	10
(2) 基本動線.....	12
6. 利用・整備計画.....	14
(1) 基本的考え方.....	14
(2) 各エリアにおける利用・整備方針と主要施設.....	14
(3) エリア横断的な施設の整備方針.....	20
7. 管理・運営方針.....	23
(1) 基本的考え方.....	23
(2) 運営の方針.....	24
(3) 維持管理の方針.....	25
(4) 管理・運営体制.....	25
8. 段階整備方針.....	26
9. 周辺整備の方向.....	28

はじめに

平城宮跡（奈良市）は特別史跡であり世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つでもあって、我が国を代表する歴史・文化資産である。平城宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的に、平成 20 年度に国営公園として整備することが閣議決定された。

それを受け、平成 20 年 12 月に、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域」の長期的な整備・管理を進めていく上で踏まえるべき基本的な内容を定めるため、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域基本計画」が策定された。それに基づき、奈良県は、「奈良県を中心とした地元が整備する区域」（以下、「県営公園区域」という。）として令和 2 年 3 月に大宮通りより南側の区域を追加したことから、同年 12 月に『国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画における「奈良県を中心とした地元が整備する区域」の基本計画』（以下、「平城宮跡歴史公園 県営公園区域基本計画」という。）を定めた。

奈良県は、令和 6 年 5 月、奈良県観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、本県の観光施策を機動的かつ戦略的に推進するために設置した「奈良県観光戦略本部」において、平城宮跡周辺エリア部会を立ち上げ、県営公園区域の既存施設の活用や民間活力の導入も含めた平城宮跡のあり方などの検討を行った。本計画は、この結果を踏まえ「平城宮跡歴史公園 県営公園区域 基本計画」を改定したものである。

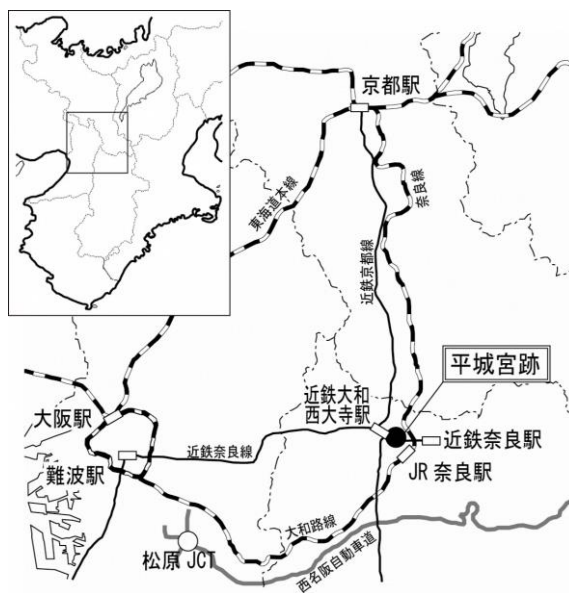


図 1 位置図

1. 平城宮跡の概況

(1) 平城宮跡の歴史的背景

- ・ 平城京は708年の平城遷都の詔を契機として、710年元明天皇が藤原京より遷都した都である。東西約4.3km、南北約4.8kmの長方形の東側に東西約1.6km、南北約2.1kmの張り出し部である外京を加えた区域とされる。途中紫香樂宮や難波京などに都を移したこともあるが、784年に長岡京に遷都されるまでの74年間は平城京を中心として律令国家の完成や天平文化の開花など古代国家として本格的な基盤が形成され、奈良時代の政治や文化が展開した。
- ・ 奈良時代には現在確認されている最古の歴史書である「日本書紀」、「古事記」や「万葉集」、「風土記」などの作品・記録が文字による記録として編纂された。
- ・ 中国・朝鮮半島を経由して日本に流入したオリエントの文化・芸術・技術は、経由したシルクロードの様々な国際性をさらに融合させ、奈良時代の日本において天平文化を生み出した。
- ・ 古事記において「やまとはくにのまほろば」と詠まれているが、その「やまと」に置かれたとされる飛鳥・藤原・平城の都の中でも平城京は政治・外交・文化等の面で完成期に位置づけられる。
- ・ 平城京は、唐の長安城などに倣って、「四禽図に叶う」地に条坊制を敷く、本格的な中国様式の都城として造営された。その景観は万葉集においても「あをによし奈良の都」と詠まれた。
- ・ 平城宮は平城京の中央北端部に位置する東西・南北ともに約1kmの正方形に東西250m、南北750mの張り出し部を東に持つ区画であり、その周囲には大垣がめぐり、朱雀門をはじめ12の門が置かれた。平城宮跡の内部には、政治・儀式の場である大極殿・朝堂院、天皇の住まいである内裏、役所の日常的業務を行う官衙や宴会を行う庭園などが配され、都の中心であった。

※ 参考

^{やまと}倭は 国のまほろば たたなづく青垣 ^{やまごも}山隠れる ^{やまと}倭しうるはし
古事記 倭建命（やまとたけるのみこと）
あをによし 奈良の都は咲く花の にほふがごとく 今さかりなり
万葉集 巻第三・三二八 小野 老 （おののおゆ）

（２）平城宮跡の保存と活用

- ・ 平安時代、平城上皇が平城京へ都を戻そうとしたが、実現には至らず、その後現在に至るまで耕作地や居住地などに使用されてきた。
- ・ 江戸時代末の北浦定政の研究を基に、明治期末に関野貞、喜田貞吉による測量や遺跡調査が行われ、これらの結果が引き金となって棚田嘉十郎、溝辺文四郎らの地元民間有志が保存活動を行った。
- ・ これらの研究や保存活動を契機として、平城宮跡は大正 11 年に史跡に指定され、その後昭和 27 年に特別史跡に指定された。併せて、土地の国有化がなされ、令和 6 年度末までに特別史跡内の約 84%が国有地となっている。また、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の整備が継続的に進められている。
- ・ 平城宮跡及びその周辺は歴史的風土特別保存地区、風致地区などに指定されており、重層的に法的な保全が図られている。
- ・ また、平成 10 年には「古都奈良の文化財」の構成資産の一つとして、ユネスコの世界遺産に登録されている。
- ・ 昭和 53 年に作成された「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」（遺跡博物館構想）に基づいて、主要な遺跡の一部は平城宮跡内の発掘調査・研究成果に基づいて、建物等復原、遺構表示など往時の状況の理解に資する様々な「遺跡の表現」がなされ、野外博物館的に活用されている。
- ・ そのうち、朱雀門、東院庭園、第一次大極殿などの建物等復原が行われたものや平城宮跡資料館、遺構展示館などについては、観光スポットとして、また、学習の場として、多くの人々が訪れている。
- ・ 歴史的な背景や保存活動の成果により、奈良時代の様子を今に伝える様々な遺構・遺物が広大な平城宮跡の地下に良好な状況で保存されている。
- ・ 令和 6 年度末までに国営公園区域 31.8ha（国営公園全体区域 約 122ha）、県営公園区域 8.1ha（県営公園全体区域 約 15ha）を開園している。

(3) 平城宮跡の立地

- ・ 平城宮跡は近畿地方のほぼ中央にある奈良県奈良市に存在し、京都・大阪まで 40km 圏内に位置している。
- ・ 平城宮跡では東西方向では宮跡内の南部を近鉄奈良線が、また、北部を一般県道谷田奈良線が横断し、南北方向では中央部を市道大極線（みやと通り）が縦断している。
- ・ 自動車交通においては、近辺の道路網によって京都・大阪・名古屋のいずれの方向に対しても良好なアクセスを持つ。一方、平城宮跡付近の道路では渋滞が問題となっている。
- ・ 鉄道交通においては、平城宮跡付近に近鉄大和西大寺駅・新大宮駅の 2 駅があり、徒歩 10～20 分程度の距離にある。また、J R で最寄りの奈良駅からは、バス等によるアクセスが可能である。
- ・ 平城宮跡の区域は商業地区である大和西大寺とオフィス地区である新大宮の中央部にある。

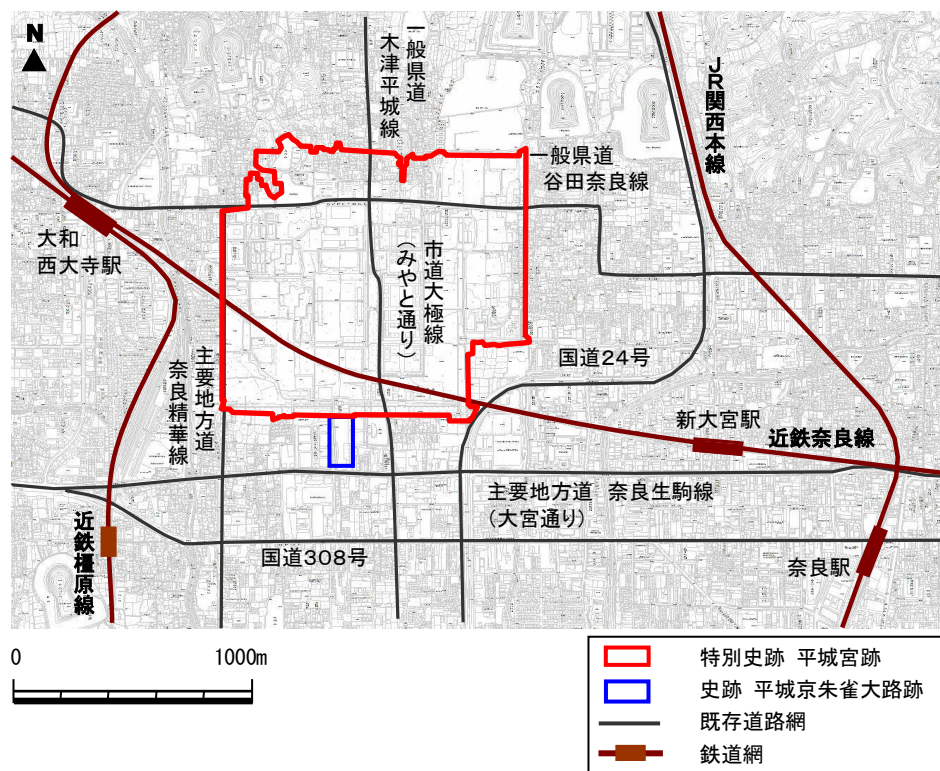


図 2 平城宮跡周辺の交通網

（４）平城宮跡の自然的環境

- ・ 平城京は全体的に平坦な地形で、「四禽図に叶う」地に造営されたとされるが、現在においても、その周辺の春日山、平城山、数多くの陵墓などによって緑豊かな自然的環境が保存されており、古都奈良の良好な歴史的・文化的景観を形成している。これにより、平城宮跡は内に往時の宮跡の威容を偲び、外に古都奈良を思うことができる古都奈良の中心的な存在となっており、世界遺産「古都奈良の文化財」の一つとして高く評価されている。
- ・ 平城宮跡には自然植生は少ないが、池沼、湿地、草地、樹林地等多様な自然的環境が存在する。このような環境の中に数多くの種類の野鳥・昆虫等が生息しており、奈良市の貴重な緑のオープンスペースとして、散策、自然観察などのレクリエーションに活用されている。

（５）平城宮跡の利用状況

- ・ 市街地にかこまれた広大なオープンスペースとして歴史体験や観光の他、地域住民の日常的な多目的利用の場として幅広く活用されており、通勤・通学による通過利用を含め、年間約 130 万人が利用している。
- ・ 発掘調査、研究の成果を発信するため、平城宮跡資料館・遺構展示館・東院庭園・第一次大極殿院・朱雀門等の主要施設においては観光ボランティアガイドが常駐し、無料で案内や解説を行っている。
- ・ 奈良市地域防災計画において広域避難地（指定面積約 75ha）とされており、地域住民にとって不可欠である多目的な都市緑地としての位置付けも有する。
- ・ 一方、便益施設等は不足した状態にあり、来園者からは、「便益施設」「体験施設」「遊戯施設」等の整備に対するニーズが高い。

2. 基本理念及び基本方針

平城宮跡は、律令国家の完成や万葉集をはじめとした古典文化の舞台となった奈良時代の都であり、我が国の歴史と文化の始まりの地として、世界に誇ることのできる国民共有の財産であるとともに、地域にとってかけがえのない宝である。

このような認識のもと、文化庁が策定した「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」の基本方針及び「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」を踏まえつつ、公園整備に当たっての「基本理念」及び「基本方針」を設定する。

（１）基本理念

古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出する。

(2) 基本方針

① 特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産として適切な保存・活用

平城宮跡が、国の特別史跡として指定され、世界遺産として登録された「古都奈良の文化財」の構成資産であることを尊重し、貴重な歴史・文化資産として確実に保存し、良好な状態で後世に伝える。

さらに、今後も遺跡の発掘調査・研究が継続される場所として、発掘調査・研究自体、また、蓄積・深化されていく考古学的知見や遺跡の表現手法の技術的発展を事業に適切に活かしていくことにより、特別史跡・世界遺産にふさわしい「遺跡博物館」*としての機能を持つ公園整備を実施する。

* 遺跡を守り、研究し、これを整備して国民的な利用に供するものとして提案された遺跡の一つの存在形式（「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」昭和53年文化庁策定）。

② 古代国家の歴史・文化の体感・体験

多様な来園者の誰もが楽しみながら古代国家の歴史・文化を体感し、体験的に学ぶことができるように、遺跡の公開や空間スケールを活かした遺跡の表現、平城宮跡周辺の古都奈良の歴史的・文化的景観と併せ、往時に思いを馳せることのできる景観の形成を図る。また、興味をかき立てるわかりやすい解説や多彩なイベントを実施する。

③ 古都奈良の歴史・文化を知る拠点づくり

古代において国際都市であった平城京の中心の地として、古都奈良の歴史・文化を伝える情報発信のセンターとなるとともに、歴史・文化等を通じた国際交流の拠点としての活用を図る。

④ 利活用性の高い空間形成

関係機関との連携のもと、快適な空間づくりときめ細やかなサービスの提供により、四季を通じて様々な来園者が一日を充実して過ごすことのできる公園を目指す。

併せて、地域住民・NPOをはじめとした多様な主体が整備、管理・運営に参画し、公園に集う人全てで作り、育む公園とする。

3. 導入すべき機能

前掲の基本理念及び方針を踏まえつつ、本公園に導入すべき機能を、貴重な歴史・文化資産としての確実な保存を前提とし、以下のとおり設定する。

① 歴史・文化体感・体験機能

発掘調査・研究の成果をもとにした遺跡の積極的な活用と、周辺の歴史的・文化的景観と併せ、平城宮跡が持つ広大な空間スケールを活かした景観形成により、古代国家の歴史・文化を体感・体験する機会を提供する。

② 歴史・文化交流拠点機能

平城宮跡はもとより古都奈良全体に関する歴史・文化情報を国内外に発信する。また、歴史・文化に関する国際交流や地域交流に資するイベント等を開催する。

③ 観光ネットワーク拠点機能

古都奈良の観光拠点の一つとして、平城宮跡の特徴を活かした歴史・文化の体感・体験の取組を行うのに併せ、観光情報の発信や交通ターミナルの整備を行い、奈良の他の観光地と連携する玄関口の役割をもたせる。

④ 自然的環境保全・創出機能

都市部に残された貴重な緑地として、自然的環境を保全・創出するとともに、その活用を図ることにより、自然体験の機会を提供する。

⑤ レクリエーション機能

都市部に残された貴重なオープンスペースとして、多目的に活用できる広場等を設け、従来からある多様なレクリエーション利用に対応する。また、季節や時間の移ろいを楽しむための施設整備等により、公園としての魅力を高めていく。加えて、大規模地震等非常災害時の避難場所として必要な整備を行う。

⑥ 利用サービス機能

トイレ、休憩所等の施設や利用案内の充実化など、快適性や利便性を高める各種施設の整備等により、様々な来園者に質の高いサービスを提供する。

また、地域住民、NPOをはじめとした多様な主体の参画を促していく。

4. 公園区域

本公園は、特別史跡であり、世界遺産の構成資産の一つでもある平城宮跡の一層の保存・活用を図ることを目的に、国と奈良県を中心とした地元が連携し、整備する公園である。

平城宮跡については、これまで文化庁を中心として、土地が国有化された後、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の保存整備がなされている。

そのため、このような経緯を踏まえ、平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、前掲の導入すべき機能を展開する上で必要な区域として、史跡平城京朱雀大路跡の区域、及びその周辺区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととしたうえで、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、公園区域（約137ha）を設定する。

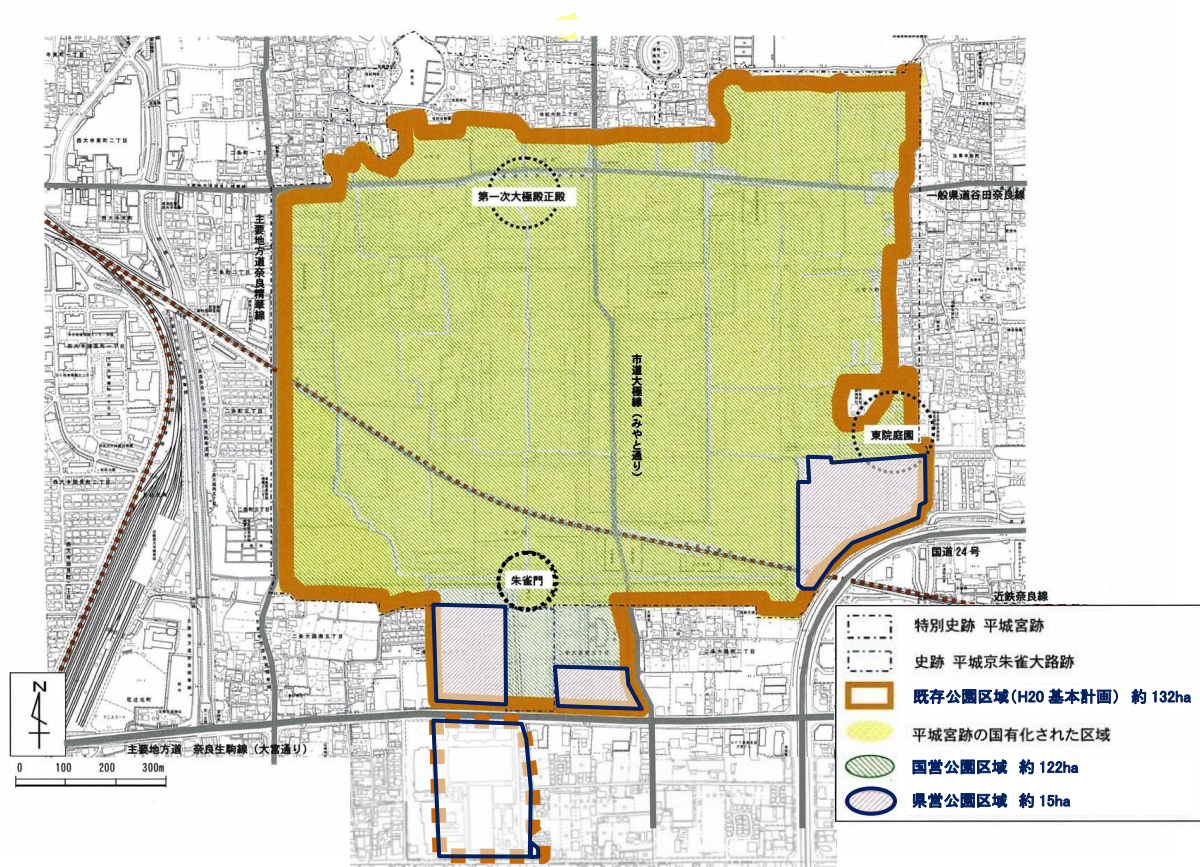


図3 公園区域

5. 空間配置計画

空間配置計画（ゾーニング及び基本動線の設定）は、計画地が持つ各種の特性や資源等を踏まえ、主たる空間や基本動線の配置構成を定めることにより、導入すべき機能の効果的な実現を図るとともに、公園全体で調和のとれた整備及び管理・運営を可能とすることを目的として行うものである。本公園では、歴史資産、景観、アクセス、現況利用・地域ニーズの4点の状況を踏まえて、これを設定する。

（1）ゾーニング

① シンボルゾーン

歴史資産の活用を主とする空間として、発掘調査・研究が進んでおり、第一次大極殿院、朱雀門、第二次大極殿院、東院庭園等の建物等復原や遺構表示等の行われている特別史跡区域の中核部を「シンボルゾーン」として位置づける。

復原された建物等を中心とする歴史資産を最大限に活用した空間づくりを行い、往時の平城宮の様子を感じられるゾーンとし、往時を彷彿とさせるイベントや歴史学習プログラムの展開、朱雀大路から続く軸線の空間の活用等により、歴史・文化の体感・体験及び歴史・文化の教育・学習の機会を提供する。

② 緑地ゾーン

歴史資産の保全活用と併せて景観や自然的環境の保全、レクリエーション利用など多様な機能との調和を図る空間として、特別史跡区域中央部の両側に位置する未発掘箇所が多い区域を「緑地ゾーン」として位置づける。

宮跡全体の広がりや周辺地域との歴史的な関わりを感じるとともに多目的に利用できる緑地を主体としたゾーンとし、主要視点場からの眺望を確保することで歴史・文化の体感・体験に資するとともに、自然的環境の保全・創出や多様なレクリエーション利用の場とする。

③ 外周ゾーン

隣接市街地の遮蔽及び修景（景観を整えること）と併せて利用サービス機能の充実を図る空間として、主として特別史跡区域の外周部を「外周ゾーン」として位置づける。

宮跡と隣接市街地との間に緑陰を設けるとともに、エントランスや公園利用に必要な利用サービス施設を宮跡内部からの景観に配慮しつつ配置するゾーンとし、周辺の山並み等への眺望景観の保全のほか、基本動線を配置することで公園内の移動の利便性を高めるとともに、外部から出入りする動線とのネットワークを形成する。

④ 拠点ゾーン

公園全体の利用拠点となる空間として、史跡平城京朱雀大路跡及びその周辺の区域、主要地方道奈良生駒線（大宮通り）より南側の区域を「拠点ゾーン」として位置づける。

平城宮跡の正面玄関及び奈良観光の玄関口として、公園全体の利用、管理・運営の拠点及び歴史・文化交流拠点並びに観光ネットワーク拠点の機能を持ったゾーンとするとともに、朱雀大路の規模を体感し、平城京内から平城宮正門の朱雀門に至るシンボリックな軸を強調し、往時の平城京のスケールを感じさせる広がりのある空間形成を行う。

(2) 基本動線

① アクセス動線(エントランス)

- ・南エントランス：
主要地方道 奈良生駒線(大宮通り)、国道308号(三条通り)に接続する公園南部
- ・東エントランス：
一般県道谷田奈良線の移設道路が接続する公園北東部
- ・西エントランス：
近鉄大和西大寺駅からの最寄りであり、主要地方道奈良精華線に接続する公園北西部
- ・その他の補助的エントランス：
広域の自転車道やハイキング道をはじめ、四方の歴史・文化資産と宮跡とを結ぶ道路等からの進入口

② 園内動線

園内の動線は、歩行者を中心としたものとする。

他方、広大な園内を効率よく移動できるよう、自転車及び電気自動車などの園内交通システムの動線を設けるが、これらは歩行者との交錯を避け、また、景観上の支障とならない箇所に限定する。

○歩行者動線

来園者が園内の主要施設に徒歩でアクセスできるように、各エントランス、主要施設及び利用サービス施設の間を結ぶルートと、これら施設の配置を踏まえ、「主動線」として設定する。

また、平城京から平城宮、ひいては宮内の中心施設に至るメインストリートとして道路遺構も見つかっており、主要施設の整備等と併せ、往時の平城宮の有様を体感できる、三条大路から朱雀大路を通り朱雀門を経て第一次大極殿院に至るルートを、「シンボル動線」として設定する。

○自転車及び園内交通システム動線

各エントランスを結ぶルートを、外周ゾーン及び宮跡内を南北方向に縦断する現在のみやと通り付近に配置し、園内を循環できる「循環動線」として設定する。

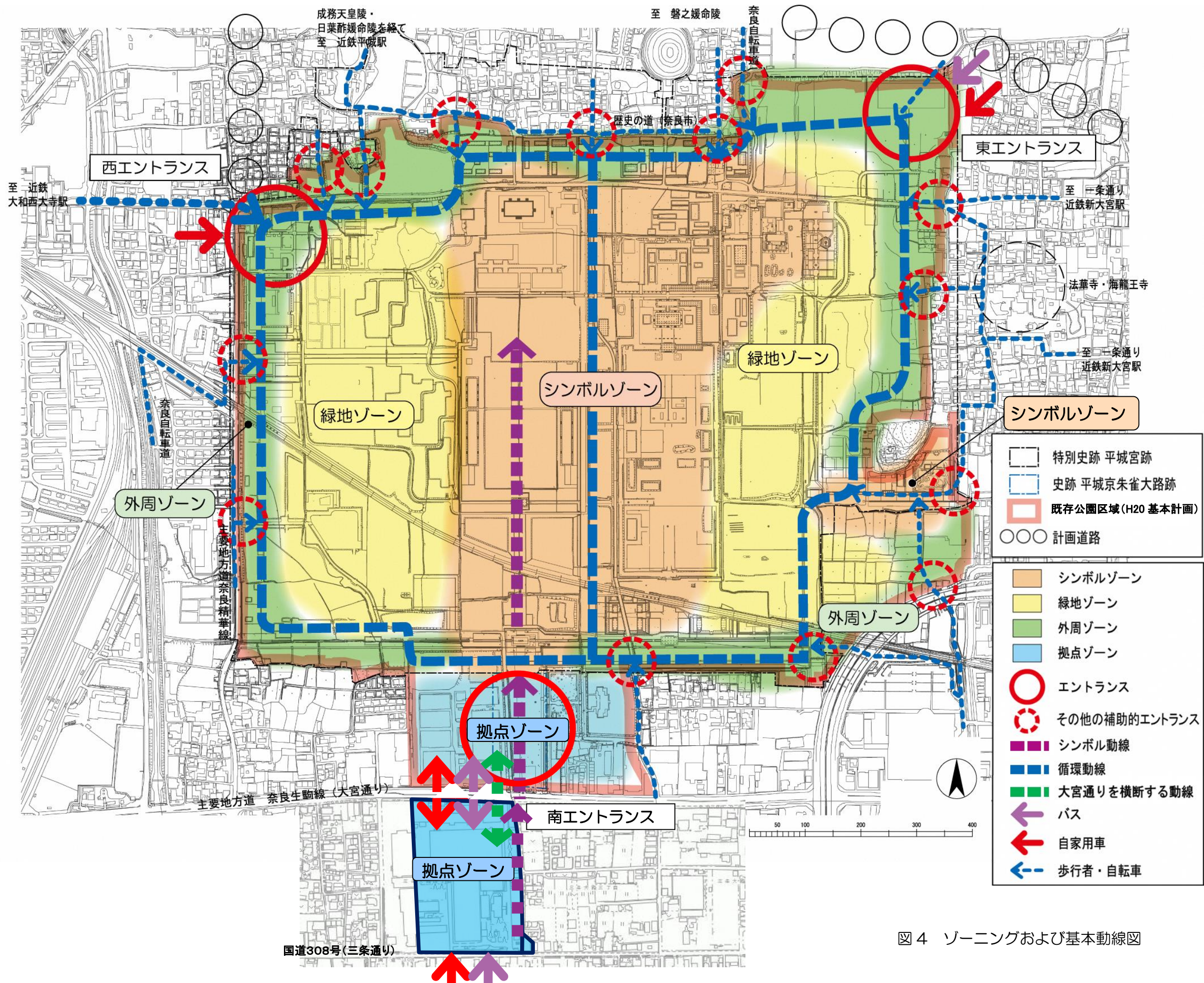


図4 ゾーニングおよび基本動線図

6. 利用・整備計画

(1) 基本的考え方

- ・空間配置計画で定めた各ゾーンについて、位置や特性、資源等の条件を踏まえたより詳細なエリア区分を行い、各エリアごとの位置付け、利用・整備方針を設けた上で、その実現に必要な施設整備、ソフトを展開する。
- ・いずれの施設整備を行う場合も、遺跡の保存を前提とし、併せて現況の自然的環境や地形、宮跡の雰囲気や損なうことのないよう景観に配慮して行う。また、バリアフリー化など利用しやすさに留意する。
- ・歴史・文化にかかる施設整備、ソフトの展開については、歴史・文化の体感・体験はもとより、歴史・文化の教育・学習効果を高めることをねらいとして行う。なお、建物等復原、遺構表示等については、現在未発掘の箇所において新たな発掘成果が得られた場合を含め、その活用、効果を検討、吟味した上で、十分な調査研究に基づき実施する。
- ・利用サービス施設等の整備に当たっては、来園者の利便性、快適性を満たすよう、需要予測に基づく必要量を適切な配置で確保するよう行う。
- ・既に整備済みの建物等復原、遺構表示等の施設、便益施設、休養施設、修景施設等については、計画上の意義を検討し、利用・管理面から評価を行ったうえで、活用できるものは有効活用する。
- ・具体の施設整備の実現に当たっては、国と県を中心とした地元が役割を分担、連携して行うとともに、多様な主体の参画を検討していく。

(2) 各エリアにおける利用・整備方針と主要施設

1) シンボルゾーン

建物等復原、遺構表示等の表現手法の違いをもとに、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の整備ゾーニングを踏まえつつ、以下のエリア区分を行う。

① 建物等復原エリア

主要な遺構について、原位置での実物大の建物等を復原し、併せて復原物を活用した取組を行うこと等を通じ、往時の平城宮の有り様を視覚的に体感するとともに、その歴史・文化を楽しみながら学ぶことのできるエリアとする。

【主要施設】

○建物等復原施設

- ・第一次大極殿院(第一次大極殿正殿、築地回廊、院内広場、南門、東西楼)

- ・朱雀門
- ・東院庭園
- ※国営公園区域

② 遺構表示エリア

主要な遺構について、原位置にわかりやすい表示を行い、その解説を実施すること等を通じ、往時の平城宮における各地区の形態や役割を学ぶとともに、平城宮の広がり、ひいては周囲の山並み等の眺望と併せ、平城京の広がりを体感することのできるエリアとする。

【主要施設】

○遺構表示施設

- ・第一次朝堂院、第一次朝堂院南面広場
- ・第二次大極殿院、第二次朝堂院・朝集殿院、兵部省、式部省、内裏、北方官衙（律令制下の役所）

※「第一次朝堂院」及び「第二次朝堂院」は、現在、発掘調査・研究成果の進展により、「中央区朝堂院」及び「東区朝堂院」と呼ばれるようになってきているが、本計画では、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の名称との整合を図るため、「第一次朝堂院」、「第二次朝堂院」と記している。

※国営公園区域

③ 遺構展示表現エリア

遺構の様々な展示表現等を通じ、遺跡の表現手法に対する理解を深めるとともに、往時の宮内の生活や活動を学ぶことのできるエリアとする。

【主要施設】

○遺構展示館(官衙建物の遺構露出展示)

○建物等復原、遺構表示等施設

- ・推定陰陽寮(遺構表示)
- ・推定宮内省(建物復原)

※国営公園区域

④ 中央緑陰エリア

時代区分(奈良時代前半・後半)の異なる建物等復原、遺構表示等について、植樹帯を設けて空間的な区分を行うとともに、循環園路や利用サービス施設を設けるエリアとする。

※国営公園区域

2) 緑地ゾーン

空間上の位置と自然的環境の違いをもとに、以下のエリア区分を行う。

⑤ 東緑地エリア

草地等を主とする環境を活かし、多目的な活用が可能な広場等を設け、シンボルゾーンの復原建物の眺めやシンボルゾーンからみた若草山、春日山等の東側方向の眺望を確保するとともに、草花観賞やピクニック、月見等様々なレクリエーションを楽しむことの可能なエリアとする。

また、今後進められる発掘調査・研究の場とし、発掘調査現場の公開や調査研究成果に応じた遺構表示等を適宜行っていく。

【主要施設】

○広場

※国営公園区域、県営公園区域

⑥ 西緑地エリア

草地等のほか、池沼や流れ、湿地等が存在する環境を活かし、多目的な活用が可能な広場や自然観察路等を設け、池沼や湿地越しにみたシンボルゾーンの復原建物の眺めやシンボルゾーンからみた生駒山、二上山等の西側方向の眺望を確保するとともに、自然観察や散策、地域の交流イベント等様々なレクリエーションを楽しむことの可能なエリアとする。

東緑地エリアと同様、今後進められる発掘調査・研究の場とし、発掘調査現場の公開や調査研究成果に応じた遺構表示等を適宜行っていく。

【主要施設】

○広場

※国営公園区域

3) 外周ゾーン

遮蔽及び修景機能を満たす施設や利用サービス施設等の違いをもとに、以下のエリア区分を行う。

⑦ 外周緑陰エリア

隣接市街地の遮蔽及び修景を目的とした植樹帯を配するとともに、宮内からの眺望等に配慮しつつ、利用サービス施設や循環園路を設けるエリアとする。

※国営公園区域、県営公園区域

⑧ 大垣・条坊道路エリア

隣接市街地の遮蔽及び修景、また、循環園路として、それぞれ大垣や条坊道路の復原、表示を行い、その活用を図ることにより、併せて平城宮のスケールを体感できるエリアとする。

【主要施設】

○大垣

○条坊道路

※国営公園区域、県営公園区域

⑨ 東西エントランス

隣接市街地の遮蔽及び修景として、外周緑陰エリアと連なる植樹帯を配するとともに、エントランスとして必要な休憩・集散の場、園内の案内・利用情報等を提供する施設等を設けるエリアとする。

なお、西エントランスについては、鉄道駅からの来園者が多く見込まれることから、平城宮跡展示館の副館的機能を持つ展示施設の設置も検討する。

※国営公園区域

4) 拠点ゾーン

拠点施設の機能や配置等に応じた以下のエリア区分を行う。

⑩ 朱雀大路エリア

朱雀門と一体となった本公園の正面玄関であるとともに、往時の平城京のメインストリートであった性格、その広がりを活かし、交流イベントの会場等としても用いるエリアとする。

【主要施設】

○朱雀大路

※国営公園区域

⑪ 拠点施設エリア

本公園の正面玄関として、園内の案内・利用情報の提供に併せ、平城宮跡に対する知識と理解を深めるためのガイダンス、出土品の展示等を行う施設を設けるとともに、その拠点性、利便性を活かし、奈良全体の歴史・文化にかかる情報発信や交流の拠点となる施設を設けるエリアとする。

【主要施設】

○平城宮跡展示館

：平城宮跡の出土品や資料の展示、宮跡全体のガイダンスを行う施設

※国営公園区域

○公園管理センター

：公園の総合的な利用案内サービスの提供や管理運営の拠点となる施設

※国営公園区域

○歴史体験学習館

：奈良全体にかかる歴史・文化情報の発信や交流の会場となる施設

※県営公園区域

⑫ ターミナルエリア

バス、タクシー等の交通ターミナルの設置、飲食・物販サービスの提供のほか、奈良観光の玄関口として、奈良県全体の観光情報を発信する施設を設けるエリアとする。

【主要施設】

○交通ターミナル

○観光案内所

○飲食・物販施設

※県営公園区域

⑬ 平城京を体感できるにぎわいづくりエリア

奈良観光の玄関口としての拠点性と利便性を活かし、平城京に対する知識と理解を深められるよう、“日本の食のはじまりは奈良”をコンセプトとした食のハブ拠点として便益施設（飲食・物販施設、宿泊施設等）を整備するエリアとする。

朱雀大路をはじめ、遺構については将来世代に引き継ぐよう保全し、往時の平城京の広がりを感じられるエリアとする。

また、本公園の正面玄関として、来訪者のアメニティや移動環境が向上するよう駐車場を併せて整備する。

【主要施設】

○食のハブ拠点

：日本の食のルーツである奈良の食文化を堪能できる便益施設等

○休憩施設

○駐車場等

※県営公園区域

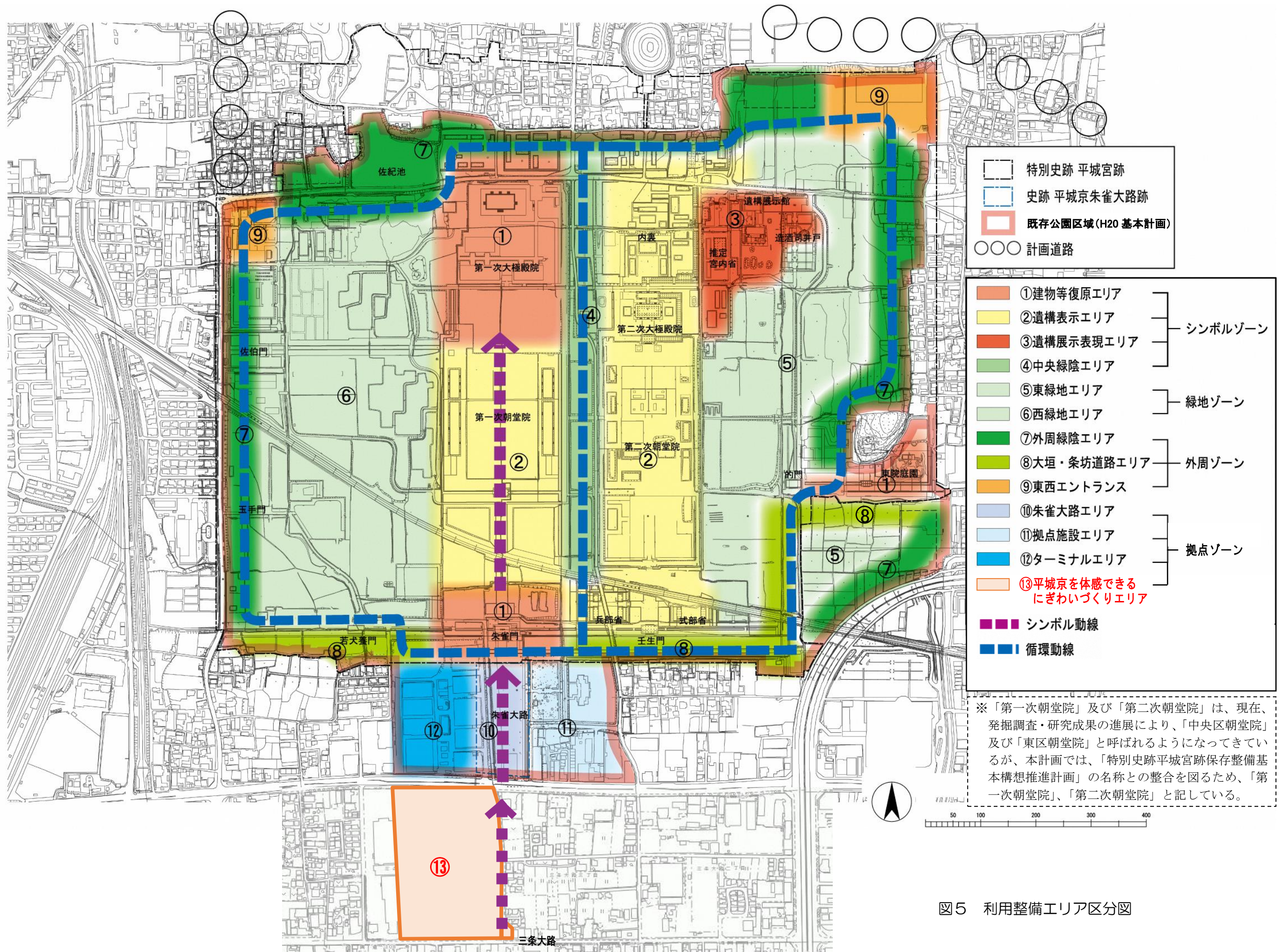


図5 利用整備エリア区分図

(3) エリア横断的な施設の整備方針

1) 園路

- ・基本動線であるシンボル動線、主動線及び循環動線については、それぞれ園路とする（シンボル園路、主園路及び循環園路）。
- ・園路は、園路自体の機能のほか、各エリアの空間づくりに合わせ、規模、デザイン等の検討を行うものとする。また、「高齢者・障害者等の移動等の促進に関する法律」を踏まえ、誰もが快適に利用することができるよう配慮する。
- ・シンボル園路については、幅員や材料等について、十分な調査研究に基づき、往時の姿を踏襲したものとする。
- ・主園路は、各エントランス、主要施設及び利用サービス施設の間を結ぶ園路として、適切な間隔で配置する。その際、調査研究成果に基づき往時の道路位置が明らかとなったところについては、原則としてそれを踏襲する。
- ・循環園路沿いにおいては、施設配置を勘案しながら、景観上の配慮を行いつつ、駐輪場を設置する。

2) 水路

- ・水路は遺構保存に配慮して配置し、水路自体の機能のほか、各エリアの空間づくりに合わせ、規模、デザイン等の検討を行うものとする。
- ・特に、基幹的な水路については、幅員や材料等について、十分な調査研究に基づき、往時の姿を踏襲したものとすることを検討する。

3) 植栽

- ・眺望の確保や宮跡にふさわしい景観づくりを第一とし、併せて緑陰を設けるなど公園利用の快適性を実現するため、配置や密度に配慮した植栽を行う。
- ・植物種については、往時からあるものを用いることを原則とする。また、万葉植物を導入した積極的な景観演出を行う。

4) 利用サービス施設等

① 駐車場

パーク&バスライド駐車場の活用を前提とし、特別史跡区域内に設ける駐車場については、現状の整備台数を上限に、南及び東西エントランス周辺の目立たない場所に、歩行者動線と交錯しないよう、再配置を行う。

また、緑化や修景に努めるなど、歴史公園にふさわしい駐車場とする。

なお、平城宮跡の保存・活用にとって意義のある催事等を行う際に、位置・面積・外観等を十分検討した上で臨時駐車場を設ける場合がありうることから、その設置を可能とする空間を確保しておく。

② トイレ

公園全体の施設配置や利用動線、利用密度などを勘案しながら、景観上の配慮を行いつつ、不便が生じないような配置、規模、仕様等で設置する。

③ ベンチ・休憩所等

利用形態や利用密度などを勘案しながら、適切な場所に設置する。

なお、景観上配慮すべき箇所に設ける場合は、復原建物の活用や他の利用サービス施設等との併設等を検討し、目立たないような工夫を行う。

④ 軽飲食等施設等

軽飲食等施設(飲料等の提供や簡易な物販を行う施設)を、遺構や景観に与える影響に十分配慮した上で、設置する。

また、小規模な飲料提供施設について、本来の利用や景観に支障を生じないよう配慮しつつ、復原建物や他の利用サービス施設の一角に設置することを検討する。

⑤ サイン

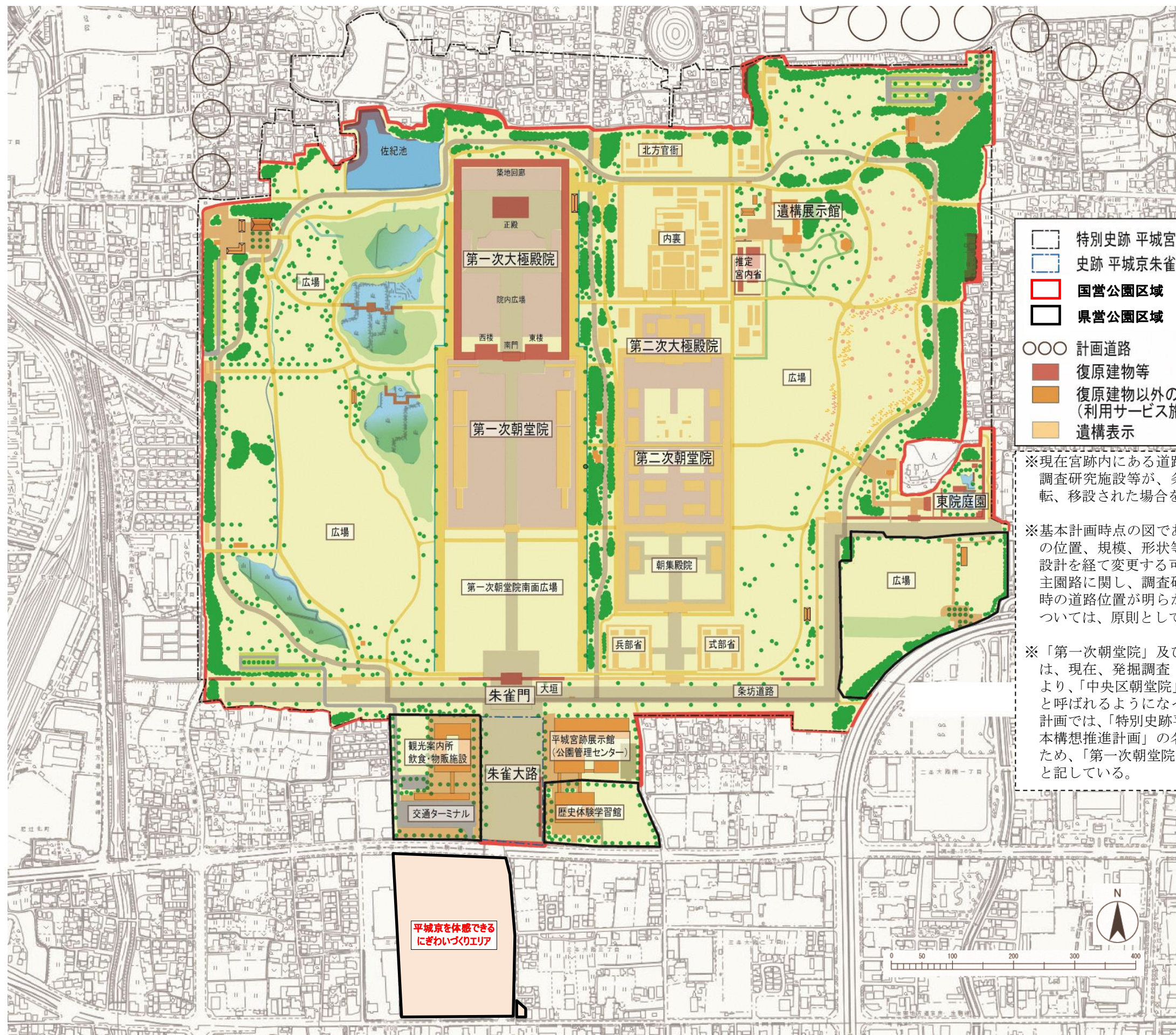
案内サインや注意サインなどそれぞれの目的に応じ、国内外からの多くの来園者にわかりやすく、また、歴史公園にふさわしいデザインを行い、施設配置や利用動線等を勘案しながら、適切な位置に設置する。これらサインを設ける際には、併せて平城宮における位置等を示し、来園者が平城宮跡にいることを意識できるような工夫を行う。

また、解説サインについては、建物等復原、遺構表示等の個所への設置に加え、遺構の存在が確認されているその他の個所においても適宜設け、往時そこにあった施設の名称、機能等の情報提供を新技術の導入も検討しつつ行うことにより、来園者が往時の平城宮を認識できるよう配慮する。

⑥ 照明施設

照明施設は、エントランスと循環園路を中心として、歴史公園にふさわしい景観に配慮した配置、形状で設置する。

また、復原建物のライトアップについて、その効果と周辺に与える影響を勘案しつつ、検討する。



※現在宮跡内にある道路、鉄道、文化財の調査研究施設等が、条件が整い、全て移転、移設された場合を示す。

※基本計画時点の図であるため、個別施設の位置、規模、形状等の詳細は、今後の設計を経て変更する可能性がある。なお、主園路に関し、調査研究成果に基づき往時の道路位置が明らかとなったところについては、原則としてそれを踏襲する。

※「第一次朝堂院」及び「第二次朝堂院」は、現在、発掘調査・研究成果の進展により、「中央区朝堂院」及び「東区朝堂院」と呼ばれるようになってきているが、本計画では、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の名称との整合を図るため、「第一次朝堂院」、「第二次朝堂院」と記している。

図 6 基本計画平面図

7. 管理・運営方針

(1) 基本的考え方

① 往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできる管理・運営の実施

平城宮跡にしかない施設や空間等を存分に活用したイベントや利用プログラム等の実施により、国内外、年齢を問わず来園者の誰もが楽しみながら往時の歴史・文化に触れ、親しみ、その内容を知ることのできる管理・運営を行う。

② 発掘調査・研究成果と連動した管理・運営の実施

継続的な発掘調査・研究とそれにより得られていく新たな考古学的知見を積極的に活用し、遺跡の表現や案内、利用プログラム等に適切に反映していくなど、折々の状況に応じた柔軟な管理・運営を行う。

③ 多様な主体のボランティア参画を通じた管理・運営の充実

平城宮跡内で行われてきたこれまでの取組に留意しつつ、地域住民やNPOをはじめ多様な主体のボランティア参画を促進するシステムを整備し、管理・運営の充実を図っていく。

④ 効率的な管理・運営の実施

コストに配慮しつつ、来園者にとって快適性・利便性の高い、効果的・効率的な管理・運営を行う。なお、管理・運営にあたっては事業の公益性に配慮しながら民間活力の導入を検討する。

(2) 運営の方針

① 広報

公園の施設案内はもとより、イベント情報、季節情報等リアルタイムの利用情報をインターネット等を用いてきめ細かく発信するとともに、平城宮跡、さらには平城京全般に関する最新の知見に基づく歴史・文化情報、古都奈良の観光情報等を積極的に発信していく。

② イベント及び利用プログラム

往時の歴史・文化を楽しみながら知ることができるよう、また、平城宮跡の知名度を向上させ、来訪のきっかけづくりや新たな魅力発見の機会とすることをねらいとして、多種多様なイベントや周遊ルートの設定その他の利用プログラムを企画・実施していく。その際には、宮跡の持つ歴史・文化性や施設、空間を存分に活用した、色々な世代、利用ニーズに対応するものとする。

また、ボランティアの参画等を通じ公園管理者以外が実施する同様の趣旨・目的を持ったイベントの開催等についても、積極的に受け入れていく。

③ 展示

建物等復原、遺構表示等の屋外展示と資料展示等の屋内展示とが連携し、歴史・文化の体感・体験を行う上で相乗効果をもたらすものにするとともに、わかりやすく、興味をかき立てるものになるような見せ方の工夫を行う。

特に、建物等復原、遺構表示等の屋外展示については、往時の施設の役割はもとより、伝統技術の紹介や遺跡の表現手法の解説も併せて行う。

また、解説について、サインによるほか、ボランティアガイド等による解説、さらには遺構に影響を与えずに発掘調査・研究成果の進展に応じた展示解説が可能な新技術の導入も検討する。

④ 高齢者や障害者等のサポート

施設整備のバリアフリー化などに加え、高齢者や障害者等の利用に配慮した園内交通システムの導入や機器のレンタル、人的サポートなどを行う。

⑤ 利用マナーの向上

安全・快適な利用確保や公園保全のため、不適切な利用や迷惑行為等が生ずることのないよう、予め利用のルールを定め、各種手法を用いて周知していく。

⑥ 防犯、防災、安全管理

昼夜を問わず出入り可能な場所であるため、警察、消防等の関係機関との連絡体制を構築し、防犯、防災に万全を期した管理を行う。また、供用途中には、園内に鉄道や道路が存置されている段階が存在しうるため、交通上の安全確保にも配慮した管理を行う。

(3) 維持管理の方針

① 植物管理

地下遺構の保護を前提とし、来園者の快適な利用に配慮しつつ、往時を彷彿とさせる景観形成と遮蔽・修景、緑陰などの機能確保を担うよう、適正な管理を行う。また、四季を感じられ、生物の生息環境ともなるような緑地の維持に努める。

② 施設管理

建築物、工作物、設備等については、各施設の有する機能が十分に発揮でき、来園者が安全・快適に活動できるように管理する。

③ 清掃等

利用環境の快適性を保つために日常的、定期的な清掃を行う。また、除草や剪定などで発生した刈草や剪定枝等の再利用など、ごみを発生させない方策を検討する。

(4) 管理・運営体制

特別史跡であり、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つである平城宮跡に設けられる公園として、関係機関と明確な役割分担を行い、連携調整を密にし、責任ある体制の下での公園の管理・運営を行う。

本公園の管理には、都市公園法に基づく管理のほか、国有財産法等に基づく所有者としての管理、文化財保護法に基づく管理等があり、奈良県のほか国土交通省、文化庁、奈良市、奈良文化財研究所が関わっている。

これら管理の具体については、施設、空間ごとに明瞭に区分できるものでなく、重層的に発生するものであることから、それぞれの管理にかかる各主体の責務や役割を整理、調整した上で、分担を明確化し、公園利用に支障を生ずることのない管理運営体制を構築していく。

併せて、多様な主体のボランティア参画を受け入れ、管理運営の充実を図っていくシステムを整備する。

8. 段階整備方針

本計画では、長期的な整備・管理を念頭に置いた計画を定めることとしているが、平城宮跡においてはこれまでの史跡の保存整備の経緯の中で、区域内に道路や鉄道、文化財の調査研究施設等が設置されている。このため、これらの施設の移転・移設等のタイミングに合わせて順次公園の整備を進めていくこととなるが、移転・移設が長期化することとも考えられることから、整備の途中段階でも本公園が担うべき機能を可能な限り発揮できるものとするため、以下に掲げる方針のもと、段階的に整備を進めることとする。

なお、今後の整備過程において、発掘調査・研究の進展や本公園を取りまく社会情勢、来園者ニーズ等の変化により、本公園に位置付けのある施設整備等をそのまま進めていくことに支障が生ずるおそれのある場合には、基本計画の見直しを検討する。

- ・整備順序は、基本理念及び基本方針を具現化することを念頭におき、6つの導入機能をバランス良く高めることに配慮したものとする。
- ・関係機関との連絡調整を密にし、発掘調査の予定時期及び道路や鉄道、文化財の調査研究施設等の移転・移設の時期を見据えながら、段階的に整備を進めることとする。
- ・各々の整備段階において、できる限り来園者の利便性を損なわないように園路や利用サービス施設等の整備を行う。

参考に、鉄道及び文化財の調査研究施設等が存置されている段階についての段階整備計画平面図（案）を示す。

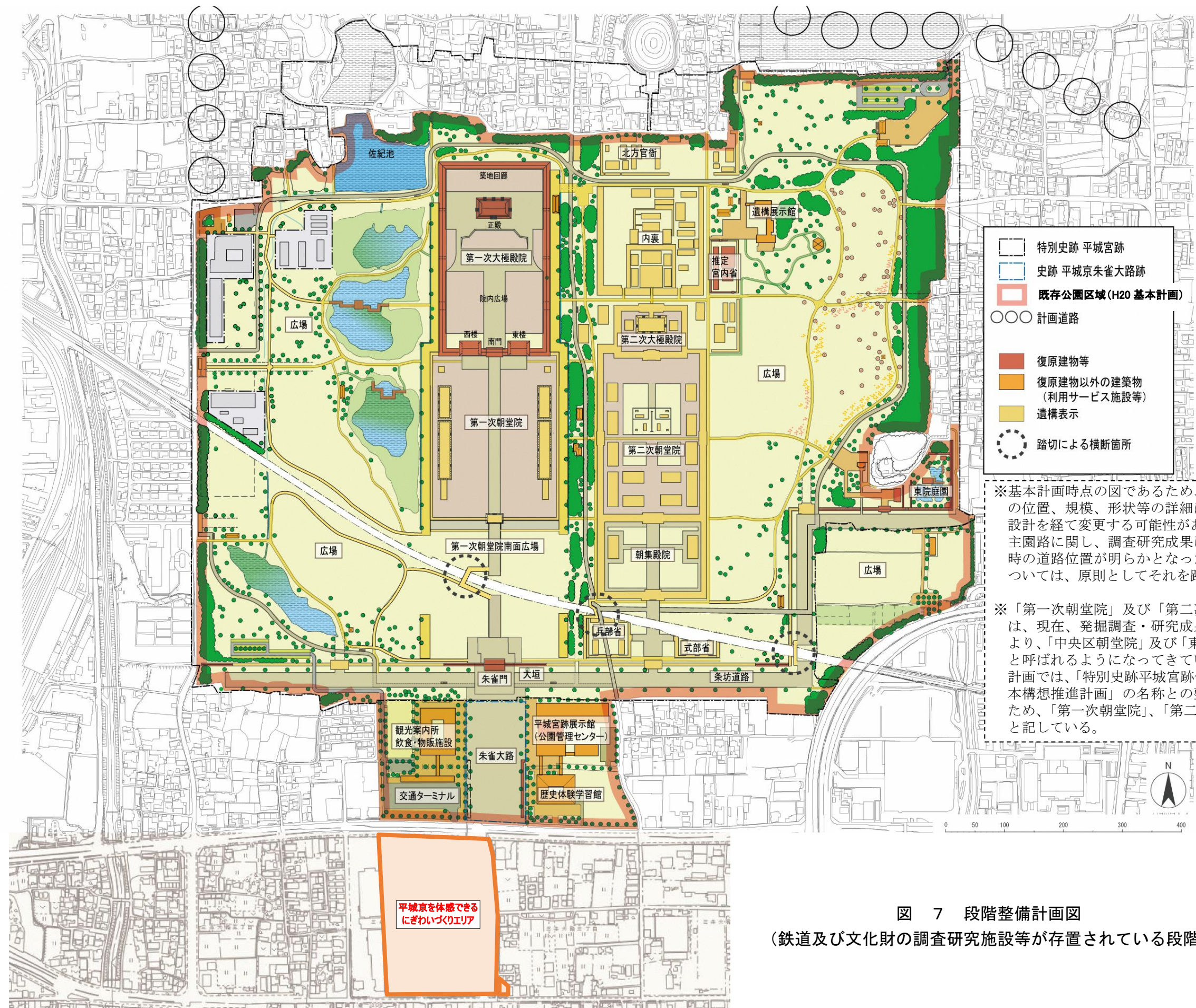


図 7 段階整備計画図
(鉄道及び文化財の調査研究施設等が存置されている段階)

9. 周辺整備の方向

平城宮跡を基本理念及び基本方針を満たす公園とするには、園内の整備とあわせて、周辺地域についても適切な取組を行うことが重要であり、以下に考えうる主な項目を示しておくこととする。

これらの取組については、奈良県・奈良市が主体となり、地元の理解と協力を得ながら進めていくことが求められる。

(1) 周辺環境、景観の保全、形成

平城宮跡の周囲は、歴史的風土特別保存地区や風致地区といった地域地区指定により、一定の利用制限がなされ、歴史的環境や景観が保全されている。このような保全の取組は、世界遺産の構成資産の一つである平城宮跡の緩衝地帯として不可欠なものにもなっており、今後とも継続していくことが求められる。

また、平城宮跡の広がりや歴史・文化性を体感・体験する上で、宮跡からみた山並みの眺めを確保するといったことが重要であり、周辺部において良好な景観の形成に努めることが求められる。

さらに、主要なアクセスルート沿いの景観は、来園者にとって公園利用の印象を左右するものとなり、これら景観の向上にも配慮していくことが求められる。とくに平城宮跡の正面玄関へのアクセスルートとなる「大宮通り」、「三条通り」において奈良らしい歴史性が感じられる景観形成を行っていくことが求められる。

(2) 交通ネットワークの整備

平城宮跡の公園整備を円滑に進めていく上で、宮跡内を縦横断する道路や鉄道の移設をどのように実現していくかが課題となる。加えて、整備に伴い増大していくと予想される来園者のアクセス性の向上を適切に図っていくことが重要である。

そのため、公園整備の進捗と周辺交通の状況を踏まえた奈良市内の交通ネットワークの再構築、近鉄大和西大寺駅からのアクセス路等主要なアクセス路の安全確保の取組を検討、実施していくことが求められる。

(3) 総合的な雨水排水対策

平城宮跡の公園利用の面から、宮跡内はもとより周辺地域の雨水排水対策について、適切な対処を行っていくことが求められる。

(4) 公園整備を核とした魅力ある地域づくり

平城宮跡は奈良観光・文化国際交流の大きな資源として、地域振興の起爆剤となることが期待されている。公園整備を通じた平城宮跡のさらなる魅力づくりにあわせ、宮跡周辺のまちの魅力向上や奈良公園・西の京等奈良の豊富な歴史・文化資産

等との一層のネットワークの充実など、平城宮跡を核として国内外に発信できる魅力ある地域づくりを推進することが求められる。